

助成内容

1. 老朽建築物除却助成

老朽建築物の全部を除却する場合、除却工事に要する経費の一部を助成します。

- 助成対象者** 以下のすべての要件を満たす方
- ①耐用年限の3分の2を経過した建築物を自己所有していること※木造15年、鉄骨造23年、RC造32年
 - ②個人又は中小企業者であること(宅地建物取引業者が販売を目的とする場合を除く)
 - ③住民税を滞納していないこと



- 助成要件** ・除却後の敷地は防災上安全かつ良好な空地として管理すること

- 助成額** ①除却工事及び除却後の敷地の整地工事に要する経費
②除却単価(別に定める額)に延べ面積を乗じた額 ①②いずれか小さい額 **上限 300万円**

2. 戸建建替え助成・共同建替え助成

戸建・共同住宅等へ建替える場合、建築設計・工事監理及び建築工事に要する経費の一部を助成します。

- 助成対象者** 以下のすべての要件を満たす方
- ①個人又は中小企業者であること(宅地建物取引業者が販売を目的とする場合を除く)
 - ②住民税を滞納していないこと

(1) 建築設計・工事監理費

- 助成要件**
- ・自己等が所有する老朽建築物を除却し、戸建・共同住宅等へ建替えること
 - ・耐火建築物等又は準耐火建築物等であること
 - ・自己等が所有する建築物であること
 - ・風俗営業の用に供する部分がないこと
 - ・敷地が、建築基準法第42条第2項の道路に面する場合、狭あい道路拡幅整備事前協議を行うこと
 - ・原則、敷地面積が50㎡以上(共同住宅等は100㎡以上)であること
 - ・共同住宅にあっては、一戸当たりの住戸面積が25㎡以上であること
 - ・形状、外壁等の色彩が周辺の環境に配慮したものであること

- 助成額** ①建築設計・工事監理に要する経費
②補助対象床面積に応じた別に定める額(共同住宅は別に算定した業務報酬額) ①②いずれか小さい額 **上限 150万円**

(2) 建築工事費

- 助成要件** ・除却前の老朽建築物よりも耐火性能を向上させること

- 助成額** **1階から3階までの床面積の合計に応じた別に定める額**

申請手続きの流れ(事前申請)

